宿泊施設設置奨励金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉佐野市における滞在の促進及び受入環境の整備に関する条例(平成27年泉佐野市条例第33号。以下「条例」という。)及び泉佐野市における滞在の促進及び受入環境の整備に関する条例施行規則(平成28年泉佐野市規則第21号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設備の要件)

- 第2条 条例第4条第2号の市長が別に定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) レストランは、専用の部屋として個別に出入口があり、夕食(簡易な食事を除く。)を宿泊客及び宿泊客以外の者にも提供する施設(バンケットルームを除く。)であること。
 - (2) ラウンジは、喫茶、食事又は飲料等を宿泊客及び宿泊客以外にも提供する区域(レストランの施設内にあるものを除く。)とし、常時スタッフが1人以上従事しており、営業時間及び客席数は、3時間及び20 席以上あること。
 - (3) バーは、専用の部屋として個別に出入口があり、接待行為を伴わず、主に飲料を提供する施設(レストラン及びレストランの施設内にあるものを除く。)であって、常時スタッフが1人以上従事しており、22時以降も営業を行うこと。
 - (4) バンケットルームは、宿泊施設内の調理室から直接食事を提供し、宴会、食事を伴う会議等に利用できる施設(コンベンションホール及びレストランの施設内にあるものを除く。)であって、1部屋が100 平方メートル以上あること。

(文書の様式)

- 第3条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 規則第2条第1項の宿泊事業者指定申請書 様式第1号
 - (2) 規則第2条第2項の宿泊事業者指定可否決定通知書 様式第2号
 - (3) 規則第3条第1項の指定事項変更承認申請書 様式第3号
 - (4) 規則第3条第2項の指定事項変更承認可否決定通知書 様式第4号
 - (5) 規則第6条第1項別表第1の奨励金等交付申請書 様式第5号
 - (6) 規則第6条第2項の奨励金等交付決定通知書 様式第6号
 - (7) 規則第6条第3項の奨励金等変更交付申請書 様式第7号
 - (8) 規則第6条第4項の奨励金等変更交付決定通知書 様式第8号
 - (9) 規則第7条別表第2の工事着手届 様式第9号
 - (10) 規則第7条別表第2の営業開始届 様式第10号
 - (11) 規則第7条別表第2の事業廃業(休業)届 様式第11号
 - (12) 規則第8条の奨励金等交付請求書 様式第12号
 - (13) 規則第9条第2項の指定取消通知書 様式第13号
 - 14 規則第9条第3項の奨励金等交付決定取消通知書 様式第14号
 - (15) 規則第9条第4項の奨励金等返還請求書 様式第15号
 - (16) 規則第10条の事業承継承認申請書 様式第16号 附 則
 - この要綱は、令和3年4月1日から施行する。